

# 一般財団法人一羔会「定款」

〔設立認可〕 昭和 45 年 11 月 24 日

〔最終改正〕 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人一羔会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長野県小諸市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、知的障害福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行なう。

(1) 知的障害福祉の普及啓発・調査研究

(2) 障害児者（主に知的障害）および家族の相談、指導、援護の推進

(3) 社会福祉法人等への社会福祉事業に対する助成事業

(4) その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

(事業年度)

第 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 財産及び会計

(財産の運用・管理)

第 5 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画及び収支予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 8 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なおうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計の原則等)

第 9 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計に準じて行うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

### 第3章 評議員

#### (評議員)

第10条 この法人に、評議員3人以上25人以内を置く。

#### (選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

#### (任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

#### (報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。

### 第4章 評議員会

#### (構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

#### (開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を书面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

3 定時評議員会の招集の通知に際しては、法令の定めるところにより、計算書類、事業報告及び監査報告等の資料を提供しなければならない。

#### (議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

#### (定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第5章 理事及び監事

(役員)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事3人以上9人以内
  - (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利と義務を有する。

(解任)

- 第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第29条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
  - 3 前項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準による。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第32条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、理事会を招集したとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

(招集の通知)

- 第34条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

- 第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、必要と認めた委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条

1 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類（電子データ化したものを含む。）を常に備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認証、認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等に係る費用の支払いに関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び決算報告書

(9) 監査報告

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は業務上知り得た個人の情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。